

令和7年（行ヒ）第25号 行政処分取消請求上告受理事件

上告人 池上治男

被上告人 北海道（同代表者 北海道公安委員会）

意見陳述書

令和8年2月27日

最高裁判所 第三小法廷 御中

氏名 池上治男 印

私は、池上治男です。

私は、北海道猟友会砂川支部支部長、上砂川部会長、鳥獣保護委員、自然生態監視員、生物多様性監視員を務めています。

本件発砲行為当時、砂川市宮城の沢では当時母子罾、牡罾が数日間にわたり出没を繰り返し住民に恐怖を与えており、箱罾を設置し猟友会、砂川市、砂川警察署が警戒にあたっていました。

そうした状況下で早朝、砂川市から、罾が住宅のすぐ前に座り込んでいるので駆除して欲しいと要請がありました。当日は、私の出動担当でなく、他のハンターの担当でしたが、砂川市からそのハンターに要請したが出られないということで私に要請がありました。

現場に到着した時に警察官、砂川市の職員、要請を断ったハンターも来て警察官から現場状況の説明を受けました。子罾が木に上っているのを目撃したということでした。私の状況分析で「その罾はまだその木の下周辺に隠れているはずだ。子罾だから母罾の所に行くはずだから撃つ必要はない。」と伝えました。

しかし家のすぐ前にいたり住民が怖がっているのですべて射殺して欲しいとの要請がありました。

この時は、他のハンターが担当でしたので私が撃つ必要はないものと考えていました。

じゃどうしても射殺するんだねと話していた時にその木の下付近からその子罨が下の道路を横断し畑の方へ行くのを私が発見しました。

担当ハンターが直ぐに追いかけて、警察官、砂川市職員が付近の住民避難に向かいました。私もそのハンターの補助のために畑の方に追いかけてきました。畑に降り立ったときにその子罨が斜面にいました。しかしそのハンターは子罨がどこにいるのか見失っていました。

そう言えば彼は右目がよく見えないということを思い出し、彼に「私が交代するから子罨が上の道路を横断するか見張って」と伝えました。

住民避難、斜面にいる罨と建物の射線等十分に確認し、立ち上がった罨が私の方に向かって来ようとした時に「撃つぞー」と言って一発で倒しました。

無事そのオペレーションは終了し、斜面からその子罨をそのハンターが上の道路に運び、私もその道路上に移動、その場で「何も問題無かったね」と終了宣言をしました。

警察官、砂川市職員も駆除が終わり良かったねということで散会しました。

にもかかわらず、発砲行為から2カ月近く経過した後、私は銃刀法違反の容疑で取り調べを受けることとなりました。

取り調べ時は何度も調書の書き換えを担当者がしていました。

現場検証の際、捜査官から「人を撃ったのと同じだ。」とも言われました。

これは罨駆除したハンターに対する最大の侮辱でした。「もしそこに罨でなくやぐざがいたら撃つかい？」という意味不明のことも言われました。

私の撃った一発の弾丸を警察は金属探知機で付近を探しましたが、発見されませんでした。

跳弾という言葉が独り歩きしています。ライフル銃から発射された速度は、等速直線加速運動で一瞬にして獲物に命中します。ピンポン玉のような遅い速度であちこちに跳び跳ねることは決してありません。物理数学の理論を無視したような跳弾があるとすれば誰にも銃を使用することなどできません。全国の多くのハンターがそれを理解しているので札幌高裁の判決を批判しているのです。

北海道猟友会の会長も、本件現場を見に来ました。彼も、これで鉄砲を取り上げられるのであれば、有害駆除は出来ないと述べていました。全国のハンターからも同様の声が寄せられています。自治体から依頼されて公益活動に従事しているのに、猟銃所持許可を取り消すのはおかしいという怒りの声が多く寄せられています。

私は、何年にもわたって農家、地域住民の安全を念頭にハンターを続けて来ました。銃を持たないハンターの汚名を返上、正常で安心してハンター活動ができるようにして頂きたい。

以上